

令和6年度第2回成田市環境審議会

【令和6年11月13日（水）】

環境審議会委員からの意見及び回答

成田市環境部

番号	委員名	資料名
1	木村 容子 委員	・ 資料 1-2 盛土規制法の施行による成田市残土条例の改正に伴うパブリックコメントの実施について（案） ・ 資料 1-3 残土条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】（案）
該当頁		
【意見・質問】 文字が大きすぎて、シニアグラス使用者にとっても読みにくい状態です。		
【回答】 今回は大きめの文字といたしましたが、頂戴したご意見は今後の参考とさせていただきます、より読みやすい資料の作成に努めてまいります。		

番号	委員名	資料名
2	木村 容子 委員	資料 1-3 残土条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】（案）
該当頁	第 3 頁	

【意見・質問】

「水素イオン濃度については、規則第 5 号の時から規制対象としている」とありますが、イオン濃度規制数値を知りたいです。

【回答】

現行の成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 4 5 号）別表第 1 に規定しております水素イオン濃度の基準値につきましては、4. 0 以上 9. 0 以下となっております。

なお、旧規則においても同様の基準値となっております。

番号	委員名	資料名
3	木村 容子 委員	資料 1-3 残土条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】(案)
該当頁	第 5 頁	
【意見・質問】 「盛り土規制法において・・・・・・規制は適当でない」とありますが、残土条例で規制対象になっていて、盛り土規制法では規制しない方向なのでしょうか？		
【回答】 盛土規制法は、災害防止のために必要な規制を行い国民の生命及び財産の保護を図り、公共の福祉に寄与することを目的としております。 使用材料などを含む盛土の構造については、規制しておりますが、土壌汚染防止については、目的としておらず、土質の安全性については、規制しておりません。 このことから、市残土条例において、土質の安全性については、引き続き規制が必要と考えております。 成田市の残土条例による規制が過度のものとなってしまうと、盛土規制法により認められている盛土材料の使用を抑制してしまうことにより盛土の構造上の強度が阻害され、法の目的である災害の防止を妨げる可能性があることから、条例で規制する土質の安全基準につきましては、環境基本法に基づき定められ、維持されることが望ましい行政上の政策目標とされる土壌の環境基準を、本市における規制値として整理したいと考えております。		

番号	委員名	資料名
4	入江 龍夫 委員	資料 1-3 残土条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】（案）
該当頁	第 5 頁	
【意見・質問】 資料 1-3 5 頁の水素イオン濃度規制の方向性の中において農地等作物を育てる土壌であれば、土中の水素濃度が重要と思われますが、盛土等の土壌についても水素イオン濃度の規制があったのでしょうか。		
【回答】 現行の成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則（平成 16 年規則第 45 号）別表第 1 に規定しております水素イオン濃度の基準値につきましては、4.0 以上 9.0 以下となっております。		

番号	委員名	資料名
5	入江 龍夫 委員	資料 1-4 パンフレット「危険な盛土等を規制する取り組みが始まります」
該当頁		

【意見・質問】

成田市内で、盛土・切土で造成された住宅地等の区域を把握していますか。また、盛土規制法の安全基準に合致していない区域の把握状況は如何ですか。

【回答】

国土交通省は令和元年度までに谷間や斜面に広範囲の造成を行った地区（大規模盛土造成地）の調査を実施し、大規模盛土造成地マップを作成しております。

大規模盛土造成地とは、谷や沢に盛土したもので、盛土の面積が 3,000 平方メートル以上のものや、傾斜地盤上に盛土したもので、盛土する前の地盤面の角度が 20 度以上かつ、盛土の高さが 5 メートル以上のものとなります。

成田市においても市ホームページにて大規模盛土造成地 117 か所のリスト及びマップを公開しております。

また、大規模盛土造成地とは別に、既存盛土等調査について、千葉県において今後行うこととなっております。

千葉県においては、令和 7 年 5 月 26 日に盛土規制法による規制が開始されることとなりますので、規制開始以降の許可が必要な工事は、盛土規制法の技術基準によるものとなります。

番号	委員名	資料名
6	藤村 葉子 委員	資料 1-3 残土条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】（案）
該当頁	第 4 頁	
【意見・質問】 残土防災マニュアルの改正によって、「盛り土材料としての使用が適当でない物質を含まない」ということが、どのくらい担保できるのか、そこに pH の範囲は含まれるのか。もし違反した場合は盛り土を撤去させることができるのかについてご説明頂けませんでしょうか？		
【回答】 令和 5 年 9 月 2 9 日付けの「宅地造成及び特定盛土等規制法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に係る関係部局間の連携に際しての留意事項について（通知）」において、国土交通省や環境省などが、盛土規制法と廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の適用関係について整理しており、廃棄物処理法の運用における留意事項が明確化されております。 その中において、不法・危険な廃棄物混じりの盛土等が発見された場合は、関係部局と情報や対応状況について共有するとともに、立入検査や行政処分等を行う際には必要に応じて連携し対応することとなっておりますことから、廃棄物処理法においても担保されているものと考えます。 盛土規制法においては土質について規定されておられませんので、水素イオン濃度は含まれません。 違反した場合については、廃棄物処理法に基づき対応することとなります。		

番号	委員名	資料名
7	藤村 葉子 委員	資料 1-3 残土条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】（案）
該当頁	第 4 頁	

【意見・質問】

盛り土はそこに大雨が降った場合、水が地下に浸透するだけでなく、表流水や浅い浸透水が近隣の水路、小河川に流れ込み大きな影響を与えることを想定されてますでしょうか？それが強アルカリの場合近隣の水域の生物に打撃を与え、生態系が破壊されることは想定されてますでしょうか？

【回答】

国土交通省において建設汚泥処理土利用技術基準が示されており、その中において改良土の水素イオン濃度が高くなる場合は、表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排水処理や盛土等の設計上の配慮（覆土、敷土等）を行う旨が示されております。

また、改良土や再生土のアルカリ分につきましては、セメントおよび石灰の水和反応により発生する水酸化カルシウムに起因するもので、炭酸ガスにより容易に中和され、改良土の周囲の土壌の緩衝作用によりアルカリの拡散が抑制されることが、セメント系固化材による地盤改良マニュアルに示されております。

このようなことから、建設汚泥処理土利用技術基準に示されている覆土や敷土を行うことにより、周辺生態系への影響はないものと考えております。

参考として、国土交通省が道路建設にあたって、セメント改良工法が周辺の植物に及ぼす影響の有無について検証しておりますので、その資料を添付いたします。

（出典：国土交通省 金沢河川国道事務所 第 4 回小松天満宮整備計画評価委員会 資料 4（2010）より抜粋）

番号	委員名	資料名
8	藤村 葉子 委員	資料 1-3 残土条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】（案）
該当頁		

【意見・質問】

水素イオン濃度の規制範囲を緩めるのではなく全廃してしまうことによる危険性について検討されていますでしょうか？

【回答】

改良土や再生土のアルカリ分につきましては、セメントおよび石灰の水和反応により発生する水酸化カルシウムに起因するもので、炭酸ガスにより容易に中和され、改良土の周囲の土壌を通過することで土に吸着され、周辺に影響を与えることはほとんどないことから、周辺生態系への影響はないものと考えております。

なお、自然環境への影響につきましては、市内主要河川水質調査により定期的に確認してまいります。（河川における「生活環境の保全に関する環境基準」としては、水素イオン濃度について6.5以上8.5以下となっております。）

番号	委員名	資料名
9	藤村 葉子 委員	資料 1-3 残土条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】（案）
該当頁		

【意見・質問】

周辺水域への影響など起こった場合の対策は想定されてますでしょうか？

【回答】

国土交通省において建設汚泥処理土利用技術基準が示されており、その中において、改良土の水素イオン濃度が高くなる場合は、表流水、浸出水が公共用水域へ流出しないように排水処理や盛土等の設計上の配慮（覆土、敷土等）を行う旨示されております。

生活環境の保全を図るために必要な条件を残土条例における許可の際に付するなどして周辺環境に影響が及ばないよう対応してまいります。

なお、周辺水域への影響が認められた場合には、県などの関係機関と連携・協力しながら、事業者に対し適正な対応を指導等してまいります。

番号	委員名	資料名
10	藤村 葉子 委員	資料 1-3 残土条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】（案）
該当頁		

【意見・質問】

近隣の県、市町村の残土条例を調べたり、他市と相談などされましたでしょうか？

【回答】

千葉県においては、再生土条例では水素イオン濃度が規制されておりますが、残土条例においては規制されておられません。また、県内市町村のうち成田市同様に千葉県残土条例の適用除外を受けている24市町村のうち5市（千葉市、船橋市、旭市、柏市、八街市）においては規制されておられません。

また、茨城県では規制されておりますが、栃木県、群馬県、埼玉県においては規制されていないものと認識しております。

番号	委員名	資料名
12	藤村 葉子 委員	資料 1-3 残土条例施行規則に定める安全基準の改正について【諮問】（案）
該当頁		

【意見・質問】

以下は私の意見ですが、茨城県等では県条例で pH 規制をしているので、pH 規制のない千葉県に質の悪い残土が入り込みやすくなっているのではないかと憂慮されます。成田市では市条例が市民の環境を守っていたところを、近隣の市に先駆けて pH 規制を撤廃してしまうことになれば、質の悪い残土を成田市に呼び込むことになり、成田市民の水環境を悪化させる恐れが高まると思いますので、水素イオン濃度規制の撤廃には反対です。

以下は単なる感想ですが、もし残土に不適切な廃棄物混じりの盛り土がされてしまい、周辺水域に悪影響を与えていても、重金属などが検出されなかった場合、pH 規制の違反のみを根拠に撤去させることができるということもあると思います。安全性について問題が認められない建設発生土の場合については pH11 までを許可するなど、但し書きで緩和することでもいいと思います。そもそも pH が高いということは、周辺水域にとっては、安全性は高くないと思われます。

【回答】

盛土の撤去など事業者への指導についてお答えいたします。

廃棄物混じりの盛土の場合においては、廃棄物処理法に基づき対応することとなります。

また、土質の安全基準超過があった場合、基準を超過した土砂等を特定し、安全基準項目に応じて中和等が可能なのか撤去が必要なのかを判断し指導していくこととなります。

水素イオン濃度については、空気や雨などの影響を受けやすいものと認識しており、今後も安全基準に水素イオン濃度を規定する場合であっても、基準超過になったことをもって撤去を命ずることは他法令許可との兼ね合いを考えますと難しいことから、現実的には覆土による表流水対策や中和などを指導していくものと考えられます。

番号	委員名	資料名
13	木村 容子 委員	資料 2 2023(令和 5)年度成田市役所エコオフィスアクション（第 5 次成田市環境保全率先実行計画）結果
該当頁		
【意見・質問】 全体にとっても読み進み、理解するのが難しいです。項目が 1、(1)、①と三種類あり、どこで区切りになっているかが分り辛い。色、文字の大きさを変える、四角く囲む等で主題をはっきりして頂きたい。		
【回答】 章立ての階層が分かりやすいよう番号の付け方を変更し、また表題のフォントや改行スペースを修正いたしました。		

番号	委員名	資料名
14	木村 容子 委員	資料 2 2023(令和 5)年度成田市役所エコオフィスアクション（第 5 次成田市環境保全率先実行計画）結果
該当頁	第 1、2 頁	
【意見・質問】 1, 2 ページの表 1・2 について数字が重複しているので（工夫して頂き）分かりやすい一つの表に纏めて欲しい。		
【回答】 重複する数字がなるべく少なくなるよう、表 1 を削り削減率だけ示すよう改めました。		

番号	委員名	資料名
15	入江 龍夫 委員	資料 2 2023(令和 5)年度成田市役所エコオフィスアクション（第 5 次成田市環境保全率先実行計画）結果
該当頁	第 5 頁	
【意見・質問】 資料 2 5 頁 表 5 一般廃棄物溶融分の温室効果ガス増加の要因として、「廃プラスチック類の割合が高かった」事が挙げられています。資源ごみ回収でプラスチック（白いごみ袋）回収日が、隔週から毎週に変更になっており、プラスチックごみの量は減っているのではと認識しておりましたが、どのようなプラスチックが増えているのでしょうか。		
【回答】 どのようなプラスチックごみが増えているのかにつきまして、表 5 の廃プラスチック類の溶融処理量は毎月 1 回行うごみの組成調査の結果を用いて年度ごとに推計した値を記載しておりますが、組成調査においては廃プラスチック類の種類までは分類していないため、どのようなものが増えているのかについてはお答えすることができません。 なお、プラスチック製容器包装については分別回収開始後市民の理解も徐々に進み月 2 回であったプラスチック製容器包装の収集を増やしてほしいという要望を受けるようになったため、2020 年 4 月より毎週収集することとしました。今後もホームページや広報、行政回覧での周知や、イベント時、廃棄物減量等推進員を通じた啓発などにより、資源物の分別徹底の意識付けを図ってまいりたいと考えています。		

番号	委員名	資料名
16	藤村 葉子 委員	資料2 2023(令和5)年度成田市役所エコオフィスパ クション(第5次成田市環境保全率先実行計画)結果
該当頁	第5頁	
【意見・質問】 表5活動量・活動種類別温室効果ガス排出量について、一番左の欄の活動の種類 の所に「一般廃棄物の処理(全量)」とありますが、「一般廃棄物の処理(全量-廃プ ラスチック類)」となるのではないですか?一番下の「合計」が一般廃棄物の処理 (全量)に当たるのではないかと思うのですが? また、活動量と排出量との関係について少し解説的なことも書いていただけませ んでしょうか?プラスチックは活動量は低いのに排出 t-CO2 は非常に高い理由を 説明していただけるとありがたいです。		
【回答】 温室効果ガス排出量は燃料の使用など活動の種類ごとに排出される温室効果ガ スそれぞれの算出方法が規定され、一般廃棄物の処理(全量)からCH4(メタン)、 N2O(一酸化二窒素)の排出量を算出し、一般廃棄物のうち廃プラスチック類の量か らCO2の排出量を算出することとされています。 わかりやすいように表を一部修正いたしましたのでご確認いただければと思い ます。 また、別添の資料にて具体的な計算手順を示します。		

番号	委員名	資料名
17	藤村 葉子 委員	資料 2 2023(令和 5)年度成田市役所エコオフィスをアクション（第 5 次成田市環境保全率先実行計画）結果
該当頁		

【意見・質問】

全体を見ると、温室効果ガス総排出量において、市役所分は削減されているのに、一般廃棄物の廃プラスチックが 2023 年度に増えているために目標に届いていないので、その現状解析と対策が必要となると思われます。それらについての説明をしていただけるとありがたいです。

また、簡単にこの資料 2 に書くことはできませんでしょうか？

【回答】

まず、本市では毎月 1 回、サンプリング調査により溶融する一般廃棄物の組成調査を行っております。サンプリング調査ですので一般廃棄物全量の正確な組成が分かるものではありませんが、廃プラスチック類の溶融処理量の推計にあたってはなるべく根拠のある数字となるようこの調査の結果を用いて行っております。（別添の資料にて具体的な計算手順を示します。）廃プラスチック類の溶融処理量については、2020 年度は、約 10,695t、2021 年度は、約 7,058t、2022 年度は、約 9,297t、2023 年度は、約 8,668t となっており、ここ 4 年の傾向としては減少しております。

次に、廃プラ類排出の現状についてですが、プラスチック製容器包装（白いごみ袋）の回収量は、2020 年度は、約 718t、2021 年度は、約 735t、2022 年度は、約 756t と毎年増加しておりました。2023 年度の収集量は、約 727t と 2022 年度を下回る結果となりましたが、傾向としては増加しており、収集回数を増やした効果が出ているものと思われます。

本市としては、燃えるごみに混入する廃プラ類の減量対策として、今後もホームページや広報、行政回覧での周知や、イベント時、廃棄物減量等推進員を通じた啓発などにより、資源物の分別徹底の意識付けを図ってまいりたいと考えています。

なお、ごみの減量対策としての取組みについては一般廃棄物処理基本計画の年次報告にて報告しておりますので、エコオフィスをアクションの報告においては割愛したいと考えております。